

こどもが通う施設

保育施設には、「子ども・子育て支援法」により教育・保育の場として設けられた保育園、認定こども園、地域型保育、幼稚園のほか、認可を受けていない保育施設もあります。ご家庭の状況やお子さんの年齢によって通う施設が分かります。各施設の特徴や利用方法をご確認いただき、ご家庭にあった教育・保育の場を探しましょう。

就労等で家庭で保育できないため施設に通うとき		その他の状況で施設に通うとき	
0~2歳	3~5歳	0~2歳	3~5歳
保育園	保育園	預けることができません	認定こども園
認定こども園	認定こども園		幼稚園
地域型保育	幼稚園+預かり保育		

※保育施設を利用するためには「保育の必要な事由」を満たす必要があります

お子さんの所属先に悩んだら…「子育てナビ」にご相談ください！



保 育 園

就労などのため、家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設です。国が定めた設置基準に基づき県知事に認可された「認可保育園」と、認可保育園以外の「認可外保育園」があります。

区分	内容	分類	申込み先
認可保育園	施設の広さや保育士の数、保育内容について国が定める基準を満たし、認可を受けている施設	公立保育園 設置・運営：市川市 私立保育園 設置・運営：民間事業者	こども施設 入園課
認可外保育園	認可保育園には該当していないが、利便性の高い場所にある、時間外保育が充実しているなどの特徴も多い施設	簡易保育園 企業主導型保育施設	各施設 各施設




認 定 こ ど も 園

教育と保育を一体的に行う、幼稚園と保育園の機能を合わせ持ち地域の子育て支援を行う施設です。利用の要件によって申込み先が異なります。

保育での利用		教育での利用	
0~5歳	こども施設入園課へ申込み	3~5歳	各施設へ申し込み

地域型保育

地域の状況に合わせ、0～2歳のお子さんを対象に、家庭的な環境の中で保育を行う定員19人以下の小規模保育施設です。

区分	内容	申込み先
小規模保育事業 	定員6～19人を対象に施設で保育を行います	こども施設 入園課
家庭的保育事業 	定員5人以下で、認定を受けた家庭的保育者が居宅(または代替地)で保育を行います	
事業所内保育 	会社等の事業所にある保育施設です	地域枠 従業員枠 各施設
居宅訪問型保育	保護者の自宅で1対1で保育を行います ※現在市川市にはありません	—

幼稚園

小学校以降の教育の基礎を作るための幼児期の教育を行う施設です。

市立幼稚園 	公認私立幼稚園 
2年保育	3年保育

保育料第2子以降無償化

市川市では、令和5年10月より同一世帯の第2子以降の保育料を無償化しています。

対象施設	公立保育園・私立保育園・認定こども園 小規模保育事業・家庭的保育事業・事業所内保育
対象児童	以下の条件をすべて満たす児童 ① 市川市に居住している ② 対象施設の0～2歳児クラスに在籍している ③ 世帯の第2子以降である ④ きょうだいを含めて保育料の滞納がない ※第1子の年齢や世帯の所得は問いません ※市外の認可保育施設等に通う児童も対象です ※3～5歳児クラスの児童は国の制度で第1子から無償化されています

01. いちかわ
ガイド

02. 妊娠
したら

03. あかちゃんが
生まれたら

04. 助成・支援

05. 相談

06. ほいくえん
ようちえん

07. 一時的な
あずけ先

08. あそびば

09. あんしん
あんぜん

10. 病気・救急

利用手続きについて

保育施設等の入園手続きの流れをご紹介します。実際に申し込みをされる際は、市公式Webサイトやこども施設入園課で配布しております「保育施設利用のご案内」をご覧ください。

入園の手続きには締め切りがあります、必ず確認の上お申し込みください。

※詳しくは市公式Webサイト「保育施設利用のご案内」をご覧ください。



手続きの流れ



教育・保育給付認定

教育・保育施設を利用するためには、「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。

1号認定	2号認定	3号認定
教育標準時間認定 お子さんが満3歳以上で 教育を希望する場合	満3歳以上・保育認定 お子さんが満3歳以上で 保育を必要とする場合	満3歳未満・保育認定 お子さんが満3歳未満で 保育を必要とする場合

※保育を必要とする事由については次のページをご参照ください

01. いちかわガイド
02. 妊娠したら
03. あかちゃんが生まれたら
04. 助成・支援
05. 相談
06. ほいくえん ようちえん
07. 一時的なあずけ先
08. あそびば
09. あんしん あんぜん
10. 病気・救急

保育施設を利用するには

保育施設を利用するためには、下記の事由のいずれかに該当する必要があります。

保育の必要な事由

- 月64時間以上の就労
- 妊娠・出産
- 保護者の疾病・障がい
- 求職活動(起業準備を含む)
- 同居又は長期入院等をしている親族の介護、看護、付添い(月64時間以上)
- 災害復旧
- 虐待やDVのおそれがあること
- 就学(職業訓練校における職業訓練を含む。月64時間以上)
- 育児休業取得中に、既に保育を利用しているこどもがいて継続利用が必要であること
- その他、上記に類する状態として市長が認める場合

幼児教育・保育の無償化

幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要性があり、幼児教育にかかる費用の負担軽減を図るため、3歳から5歳のこども及び市民税非課税世帯の0歳から2歳のこどもを対象に幼児教育・保育の無償化を実施します。

対象範囲

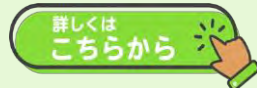
年齢	認可保育所等	認可外保育施設	公立幼稚園 新制度移行幼稚園 認定こども園		新制度未移行幼稚園	
			教育	預かり保育	教育	預かり保育
3~5歳	※2 対象	※2 対象 上限37,000円	3~5歳 ※1 対象	※1 対象 ★ 上限11,300円	※1 対象 ★ 上限25,700円	※1 対象 ★ 上限11,300円
3~5歳			満3歳児 ※1 対象	★ 市民税非課税世帯のみ 対象 上限16,300円	※1 対象 ★ 上限25,700円	★ 市民税非課税世帯のみ 対象 上限16,300円
0~2歳	※2 市民税非課税世帯のみ対象	※2 市民税非課税世帯のみ対象 上限42,000円	-	-	-	-

※1 無償化の対象となるのは保育料のみです。通園送迎費・食材費・行事費等は無償化の対象になりません。

※2 保育の必要性の認定が必要です。

★ 認定を受けている方は、預かり保育の無償化上限額を超えた保護者負担に月上限1万円を補助する制度があります(市独自)。

入園手続きの詳細については「保育施設利用のご案内」をあわせてご覧ください。保育園、幼稚園の一覧も掲載しています。



問: こども施設入園課

入園に関すること

☎ tel 047-711-1785

簡易保育園・幼稚園に関すること

☎ tel 047-704-0255

幼児教育・保育の無償化に関すること

☎ tel 047-704-0255

FAX番号(共通)

📠 fax 047-711-1840

01. いちかわ
ガイド

02. 妊娠
したら

03. あかちゃんが
生まれたら

04. 助成・支援

05. 相談

06. ほいくえん
ようちえん

07. 一時的な
あずけ先

08. あそびば

09. あんしん
あんぜん

10. 病気・救急

小学校

小学校入学の準備は、入学の前年10月頃から始まります。入学準備について簡単にご紹介いたします。

新入学の手続きについて



※あくまでも上記スケジュールは予定となりますので、通知書や市公式WEBサイトにてご確認ください。

就学時健康診断

来春新小学1年生として入学予定のお子さんを対象に健康診断を行います。指定された日時・会場で受診してください。

問: 就学時健康診断について 保健体育課

☎ tel 047-704-8078

☎ fax 047-383-9263



市立小学校の一覧は市公式Webサイト「市立小・中・義務教育学校・特別支援学校一覧」をご覧ください。

詳しくはこちら

希望者のみ 指定学校の変更申請

居住する通学区域の学校に通学することを原則としていますが、やむを得ない理由がある場合は、指定学校の変更申請を受け付けています。(変更理由が変更許可基準に当てはまっている必要があります)ただし、受け入れる学校の教室不足等の教育環境の維持が難しい学校は受け入れができない場合があります。市公式Webサイトにてご確認ください申請期間中にお申込みください。

問: 指定学校の変更について 義務教育課

☎ tel 047-383-9261

☎ fax 047-712-8785

こちらから

放課後保育クラブ

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に、放課後において家庭にかわる適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図ります。

- 対象 市内在住または市川市立小学校もしくは特別支援学校の小学部・義務教育学校(前期課程)に通学している児童
- 開所時間 下校時～18:30、学校の休業日は8:00～18:30(延長利用申請により最大19:00まで)
- 休所日 日曜、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)
- 保育料 8,000円/月
※同一保護者で2人以上利用する場合は、2人目から4,000円/月
※おやつ代2,000円/月、その他必要に応じて実費を負担していただく場合があります
- 申込方法 オンラインで申請を受け付けています(郵送も可)。提出書類や申請受付期間等、詳しくは市公式webサイトにてご確認ください

こちらから

問: 放課後保育クラブについて 学校地域連携推進課

☎ tel 047-383-9419

☎ fax 047-383-9203

市川市放課後子ども教室

市立小学校の空き教室等を利用して、こどもたちへ安全安心な居場所を提供するとともに、学習、工作や遊び、体験活動等、様々な活動を実施する事業です。

詳しくはこちら

01. いちかわガイド

02. 妊娠したら

03. あかちゃんが生まれたら

04. 助成・支援

05. 相談

06. ほいくえん
ようちえん

07. 一時的な
あずけ先

08. あそびば

09. あんしん
あんぜん

10. 病気・救急



就学支援

就学援助

経済的な理由により、義務教育に必要な学用品費などの支払いが困難な保護者の方に、その費用の一部を援助しています。(市内に住所を有する保護者の方に限ります。)

特別支援教育就学奨励費

市立の小・中学校の特別支援学級などに通うお子さんの保護者の方に、経済的負担を軽減するため、必要な費用の一部を援助しています。

問:義務教育課 就学助成担当  tel 047-704-0256
 fax 047-712-8785

特別支援教育について

特別な教育的ニーズに応じて「多様な学びの場」として、特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室を設置しています。

特別支援学校への入学、特別支援学級への入級や通級指導教室の対象者になるためには、事前の相談及び審議が必要となります。教育センターまでお問い合わせください。


特別支援学級

発達の課題や人間関係の課題などにより、特別な教育的支援が必要な子どもたちが、少人数で個に応じた支援を受けながら学校生活を送る学級です。1学級あたり8人を基本とします。市川市には、知的障がい、自閉症・情緒障がい、肢体不自由の特別支援学級があります。一人一人の状況に応じて、通常の学級の子どもたちと、行事、教科学習、給食の時間、休み時間などを通して、交流も行われています。

通級指導教室

通常の学級に在籍しながら、特別な教育的支援を必要とする子どもたちが、一人一人の課題に応じた特別な学習を、個別または小集団で学ぶ教室です。週に1時間から2時間程度、通級指導教室に通って学びます。

○言語障がい ○聴覚障がい ○発達障がい ○視覚障がい ○肢体不自由

問: 教育センター  tel 047-320-3336
行徳相談室  tel 047-318-3223
義務教育課  tel 047-383-9261

市立小・中学校及び義務教育学校における子どもへのサポートについて

○ライフカウンセラー

子どもたちが心の不安や悩みを解消していけるように、市立中学校・義務教育学校にライフカウンセラーを配置しています。心理の専門家である「心理療法士」が勤務しており、中学校の生徒だけでなく、保護者や小学校の児童の相談にも応じます。

○みらいサポーター

校内教育支援センターに通室する子どもの見守りや学習のサポートを行っています。各学級において個別に配慮が必要な子どもの活動の補助等も、一人一人に寄り添いながら行っています。

問: 指導課  tel 047-383-9338  fax 047-383-9263

01. いちかわ
ガイド

02. 妊娠
したら

03. あかちゃん
が生まれたら

04. 助成・支援

05. 相談

06. ほいくえん
ようちえん

07. 一時的な
あずけ先

08. あそびば

09. あんしん
あんぜん

10. 病気・救急